

送出労働者に対する不合理な待遇の禁止等に関する指針案の概要

1. 趣旨

働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律（平成 30 年法律第 71 号。以下「整備法」という。）により、労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和 60 年法律第 88 号。以下「労働者派遣法」という。）が改正され、派遣労働者について、通常の労働者との間で不合理な待遇の相違や差別的取扱いを禁止する規定等が整備された。

また、整備法第 5 条による改正後の労働者派遣法（以下「新派遣法」という。）第 47 条の 11 の規定に基づき、新派遣法第 30 条の 3 及び第 30 条の 4 に定める事項に関し、通常の労働者と派遣労働者との間に待遇の相違が存在する場合に、いかなる待遇の相違が不合理と認められるものであり、いかなる待遇の相違が不合理と認められるものでないのか等の原則となる考え方及び具体例を示す指針（短時間・有期雇用労働者及び派遣労働者に対する不合理な待遇の禁止等に関する指針。以下「派遣労働者指針」という。）が定められた。

一方、建設労働者の雇用の改善等に関する法律（昭和 51 年法律第 33 号。以下「建労法」という。）第 44 条においては、送出事業主が行う建設業務労働者就業機会確保事業について、労働者派遣法を読み替えて適用している。

新派遣法第 30 条の 3、第 30 条の 4 及び第 47 条の 11 については、整備法附則第 20 条により改正された建労法（以下「新建労法」という。）においても読み替えて適用しているため、送出労働者に対する同様の指針を定めるものである。

※ 建設業務労働者就業機会確保事業は、労働者派遣法を読み替えて適用しつつも、同法に基づく労働者派遣事業とは別事業と位置づけているため、指針も別に定めている。

- 派遣元事業主が講ずべき措置に関する指針（平成 11 年労働省告示第 137 号）
⇒送出事業主が講ずべき措置に関する指針（平成 17 年厚生労働省告示第 456 号）
- 派遣先が講ずべき措置に関する指針（平成 11 年労働省告示第 138 号）
⇒受入事業主が講ずべき措置に関する指針（平成 17 年厚生労働省告示第 457 号）

2. 内容

(1) 派遣労働者指針を踏まえつつ、目的及び基本的な考え方を定めるとともに、送出労働者（協定対象送出労働者（新建労法第 44 条で読み替えて適用する新派遣法第 30 条の 5 に規定する協定対象送出労働者をいう。以下同じ。）を除く。）及び協定対象送出労働者ごとに、以下のとおり定める。

① 送出労働者

送出労働者の待遇に関して、基本給、賞与、手当、福利厚生及びその他の待遇ごとに、受入事業主に雇用される通常の労働者と比較することにより、送出事業主（一部受入事業主を含む。）が行うべき支給等の在り方について、原則となる考え方及び具体例を示す。

② 協定対象送出労働者

協定対象送出労働者の待遇に関して、賃金については、同種の業務に従事する一般の労働者の平均的な賃金の額として厚生労働省令で定めるものと比較することにより、賃金以外の待遇については、受入事業主に雇用される通常の労働者又は送出事業主の雇用する通常の労働者と比較することにより、送出事業主（一部受入事業主を含む。）が行うべき支給等の在り方について、原則となる考え方及び具体例を示す。

- (2) なお、建設業務労働者就業機会確保事業は、労働者派遣事業とは異なり、送出労働者とすることを目的とした雇入れは禁止されている。また、建設業務労働者就業機会確保事業は、建設事業を行う送出事業主において一時的に労働者の余剰となるときにのみ行うことができるものであり、常時送出労働者に送出就業を行わせることはできない。このような趣旨を踏まえ、派遣労働者指針に対して所要の読替えのほか、内容的に修正を行っている。

3. 根拠法令

新建労法第 44 条で読み替えて適用する新派遣法第 47 条の 11

4. 告示日等

告示日 令和元年 11 月末（予定）

適用期日 令和 2 年 4 月 1 日